

町の職員数や給与の状況を お知らせします

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは平成26年度の内容を中心にお知らせします。

▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357



●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	254,700円	291,100円	321,800円
高校卒	220,600円	261,900円	297,800円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加工した年数をいいます。

●職員手当の支給状況(企業会計職員除く)

(平成26年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	67人	15,801千円	235,841円
地域手当	160人	19,522千円	122,013円
住居手当	86人	5,645千円	65,633円
通勤手当	143人	9,467千円	66,204円
管理職手当	58人	40,049千円	690,499円
時間外勤務手当	102人	27,742千円	271,982円
期末・勤勉手当(年間4.1月分)	160人	227,028千円	1,418,923円

※支給者数は平成26年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことで。

●特別職の報酬などの状況

(平成27年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(26年度支給割合)
町長	920,000円	4.05月分
副町長	760,000円	4.05月分
教育長	705,000円	4.05月分

①職員の任免及び職員数に関する状況(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況

一般行政職の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として、9人(男5人、女4人)、を平成26年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況

(平成26年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	9人
勤奨退職	2人
普通退職	2人
合計	13人

(4) 行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	23人	15.6%
2級	主事	12人	8.2%
3級	主査	37人	25.2%
4級	リーダー補佐・主任	19人	12.9%
5級	リーダー	35人	23.8%
6級	統括	16人	10.9%
7級	理事	5人	3.4%
計		147人	100%

※職員数の中に教育長、教育職給料表適用者(5人)、技能労務職給料表適用者(16人)は、含みません。

②職員の勤務時間などの状況

(平成27年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00(60分)

(2) 職員が取得できる休暇など

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成26年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	11.1日

③職員の給与の状況

●人件費の状況(普通会計決算)

(平成26年度)

住民基本台帳人口(26年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)25年度の 人件費率
34,717人	10,314,611千円	750,915千円	1,470,642千円	14.3%	15.9%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含みます。

●職員給与費の状況(普通会計決算)

(平成26年度)

職員数A	給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
147人	553,631千円	114,894千円	208,964千円	877,489千円	5,969千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.9歳	311,785円	386,974円
技能労務職	51.2歳	325,156円	354,832円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	180,800円	192,200円	174,200円	182,600円
高校卒	151,800円	162,200円	142,100円	147,900円

町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限及び懲戒処分状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。 平成26年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして5件の休職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追究して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。 平成26年度は、該当する事例がありませんでした。

②職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- (1) 職員研修
職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。
ア 派遣研修 のべ参加人数122人 のべ参加日数274日
イ 内部研修 のべ参加人数331人 のべ実施日数13日

- (2) 勤務成績の評定
職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

平成26年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成26年10月（4月から9月までの状況）	全職員
平成27年4月（10月から3月までの状況）	全職員



③職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県町村職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成26年度では職員定期健康診断、インフルエンザ予防接種、置き薬の設置を行いました。

●公務災害関係（労働災害に相当するもの）

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。
平成26年度では、公務災害として認定された事案はありませんでした。

●利益の保護の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。
平成26年度では、措置要求はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する不服申立の状況
職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。
平成26年度では、不服申立はありませんでした。

《広報はりま第7報》

マイナンバー（個人番号）制度

▼問合せ
マイナンバー専用電話 079（437）7041
住民グループ戸籍チーム 079（435）2363



もう、通知カードは受け取りましたか？ 通知カードの役場での保管期限は、3月31日(木)です。



通知カードは、マイナンバーが記載された紙製・緑色のカードです。行政機関の窓口や勤務先などでマイナンバーを証明するものとして、運転免許証などの本人確認書類と一緒に提示する際に使用します。

すでに、昨年11月から12月にかけて、世帯単位で簡易書留にて郵送されています。また、10月5日以降に、出生や海外から

- の転入などにより、住民票に初めて個人番号が記載された場合も、簡易書留にて国から通知カードが順次発送されています。
- 通知カードを郵便局の保管期限内に受け取りきれなかった場合、郵便物の転送手続きをされている場合、または、あて先不明の場合、通知カードが役場に返戻されている可能性があります。
- 役場での通知カードの保管期限は3月31日(木)です。保管期限経過後は処分され、通知カードが必要となった場合、再交付手数料(500円)が必要となりますので、保管期限内に住民グループ窓口まで受け取りにお越しください。
- ▼受け取り時の必要書類
①本人が窓口に来る場合
・窓口に来る人の本人確認書類
②世帯主または同一世帯人が受け取る場合
・窓口に来る人の本人確認書類

本人確認書類について

- 1点でよいもの
運転免許証など官公署が発行した顔写真付きの証明書
- 2点必要なもの
健康保険証、介護保険証など官公署が発行した証明書（顔写真なし）

上記の確認書類がない場合は、氏名および生年月日、または氏名および住所の記載があるもの（社員証、学生証など）※本人確認書類は原本に限ります。また、有効期間のあるものは、有効期限内に限ります。

マイナンバー（個人番号）カードを申請中の方へ

- ③同一世帯人以外の代理人が受け取る場合
・通知カードに名前がある人の本人確認書類
・代理人（窓口に来た人）の本人確認書類
・委任状（代理人選任届）
- 通知カードの受け取りのための臨時窓口
お仕事などで平日に来庁して通知カードの受け取りができない方のために、次の通り臨時窓口を開設します。
- ▼日時 3月13日(日)、27日(日) 午前9時～正午
- ▼場所 役場住民グループ窓口（①番窓口）
※役場通用口からお入りください。
- マイナンバー（個人番号）カードの申請をされた方から、「まだマイナンバー（個人番号）カードは届かないのか？」という問い合わせを多くいただいております。全国で多くの方が申請されているため、かなりの日数（申請から3カ月以上）を要する見込みです。カードの交付準備が整いましたら、順次、役場から「個人番号カード交付通知書」を封書にて郵送します。「交付通知書」が届くまでしばらくの間お待ちいただきますようお願いいたします。また、「交付通知書」が届いたら、受取指定日時をご確認ください。ご都合悪い場合は、マイナンバー専用電話へ連絡をお願いします。